

中小企業及び小規模事業者の成長と経営の安定化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は、中小企業及び小規模事業者の事業継続を支えるため、各種給付金や無利子・無担保融資など、様々な支援策を切れ目なく実施し、その結果、倒産件数が歴史的な低水準で推移している。しかし、一方で、過剰債務問題などこれまでの支援策の副作用が今後顕在化する可能性も有している。

また、ロシアのウクライナ侵略に伴う経済制裁や急速な円安の進行などの影響により、原材料、エネルギー、食品、肥料及び飼料の価格が高騰するとともに、一部では部素材、原材料の調達が困難となるなど、その影響は予断を許さない状況にある。

中小企業及び小規模事業者は、地域経済に密着し、生活に必要な製品及びサービスを提供することで地域の課題解決に大きく貢献するなど、地域コミュニティの維持及び発展の基盤を形成しており、中小企業及び小規模事業者の成長と持続的発展なくしてわが国の成長は実現不可能である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス及び原油・原材料高騰などの影響を受けている中小企業及び小規模事業者を支援するため、政府系金融機関の実質無利子・無担保融資、セーフティネット貸付などについて、現場の状況をしっかりと見極め、適切に運用し、資金繰り支援に万全を期すこと。
- 2 過剰債務対策として、中小企業活性化パッケージを着実に実行するとともに、無利子・無担保融資の無利子期間が終了した後を見据え、引き続き新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業及び小規模事業者の返済負担を軽減する対応策を検討すること。
- 3 グリーン分野への転換などにも資するIT導入の拡大など、グリーン・デジタル化等の外部環境の変化への対応を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月16日

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様
経済産業大臣	萩生田光一様

いわき市議会議長 大峯英之